

貯水槽水道方式とは?

集合住宅、ビル、学校、病院などの大きな建物の多くは、水道水を一度受水槽に貯めてから給水しています。

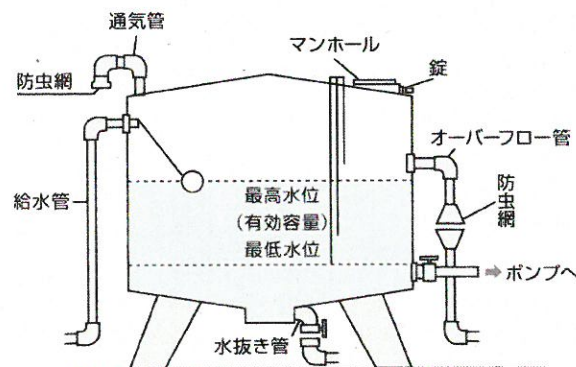
高層の建築物では、屋上に高置水槽を設け、建物の上に水をポンプアップしてから給水する方式が多く見られます。

これらの、給水方式を貯水槽水道方式といいます。



貯水槽水道にはどんなものがあるの?

水道から供給される水のみを水源として、一旦貯水槽(受水槽・高置水槽)に受けてから、建築物内の各所に給水する「貯水槽水道」は、水道法及び福島市給水施設等条例に基づき、規模によって右記の3つに分けられます。



1 簡易専用水道

貯水槽の有効容量の合計が10m³を超えるもの
(水道法第3条第7項、水道法施行令第2条)

2 準簡易専用水道

貯水槽の有効容量の合計が5m³を超え10m³以下のもの
(福島市給水施設等条例第2条第2項)

3 小規模受水槽水道

貯水槽の有効容量の合計が5m³以下のもの
(福島市飲用井戸等衛生対策要領 第3 3.)

貯水槽方式は、安定した水圧が得られるために水の出が良くなるほか、断水や災害が起こっても、一定の量の水を確保できる利点があります。

しかし、水道水を貯めておく貯水槽の衛生管理をおろそかにすると、タンクの内部に汚れが入り込み、飲料水が汚染される危険性が高くなるので注意が必要です。

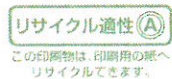
いつでも安心して、清浄な水道水を使うことができるよう、貯水槽を設置している皆様は、日ごろから衛生管理を十分に行なうことが大切です。

貯水槽水道等の衛生管理について、詳しくは衛生課へお問い合わせください。

問い合わせ先 福島市保健所衛生課

電話 024-535-1111 (内線 6221) 電話 024-597-6319 (直通)

E-Mail h-eisei@mail.city.fukushima.fukushima.jp



水道水を安心して飲むために
貯水槽水道の衛生管理を徹底しましょう。



福島市

設置者の皆様の役割

貯水槽水道からの供給を受ける人が安全な水道水を利用できるよう、貯水槽水道を設置する皆様には、下記のような義務があります。

1 設置の届出を行なう (簡易専用水道・準簡易専用水道)

●新設、増設、改造前の届出

簡易専用水道または準簡易専用水道を新しく設置しようとするときや、増設や改造をしようとするときは、福島市に届出が必要です。(工を行なう前に設計図面の段階で、福島市にご相談ください。)

◎小規模受水槽についても、準簡易専用水道に準じた届出が必要です。

●設置後の届出

簡易専用水道または準簡易専用水道を設置後、次に当てはまる場合は届出が必要です。福島市にご相談ください。

- 設置者、管理者の住所、氏名等に変更があったとき
- 施設の管理者を定めたとき、もしくは変更したとき
- 施設を廃止したとき (水道の給水管から直接建物に給水するように工を行ない、貯水槽を使わなくなった時を含みます)

◎各届出様式は福島市のホームページよりダウンロードしてご利用ください。

※給水装置を新設、改造または撤去するときは水道局給水課へ給水装置工事の申請をしてください。

2 管理基準を遵守する (すべての貯水槽水道)

一度、貯水槽に受けた水道水を管理する責任は、設置者にあります。次のようなポイントを押さえて、貯水槽の管理を行なってください。



項目	内容
水槽の清掃	受水槽、高置水槽内部の清掃を1年ごとに1回、定期的に行なうこと (専門の清掃業者に依頼することをおすすめします)
水槽外観、内部	・水槽にひび割れが生じていないか ・外観が劣化していないか (内部に光が透過していないか) ・水槽の中に異物が混入していないか
その他周辺	通気管、オーバーフロー管に取り付けられている防虫網が破れたり、外れたりしていないか ・貯水槽の周辺は整理整頓されているか ・マンホールのふたは施錠されているか ・給水管以外の管と接続されていないか
水質の状態	・給水栓末端(蛇口)の水の色、濁り、臭い、味等に注意し、異常を認めるときは必要な水質検査を行うこと ・給水栓における水の残留塩素濃度を0.1mg/L以上に保つこと
供給する水が人の健康を害するおそれがあると知ったとき	・直ちに給水を中止して、利用者に知らせるとともに、福島市に連絡し、指示に従うこと
書類の整理 <small>(小規模受水槽には義務づけられておりませんが、実施をおすすめします。)</small>	・清掃を行ったときや、水槽本体及び周辺状況の点検記録を行う帳簿を備え、記録保存する ・法定検査成績書及び検査済証(簡易専用水道のみ)、水質検査成績書(準簡易専用水道のみ)を保管する

●こんな異常はありませんか! 飲料水にこんな異常を感じた場合、次のような原因が考えられます。



水質異常の内容	原因	
水の着色	水が緑色	藻の繁殖(貯水槽が劣化し、光を通すと藻が繁殖しやすくなります)
	水が赤い	鉄製の水槽内部、鉄管の腐食
	水が青い	銅製の給湯管からの銅の溶出
	水が白い	・気泡が混入(しばらく静置すれば透明になる場合は、異常ではありません) ・垂鉛めっき管の腐食
泡が立つ	・洗剤の混入 ・細菌の繁殖	
●沈殿物の混入 ●濁りがある ●臭いがある ●味がおかしい	・水槽内部、配管の腐食 ・マンホール、オーバーフロー管などの開口部から異物が混入 ・水槽内が汚れている	

3 施設の検査を受ける

●簡易専用水道の法定検査

簡易専用水道の設置者は、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、衛生状態に関する検査を1年に1回受けてください。(水道法第34条の2第2項)

項目	内容
施設の外観検査	受水槽及び高置水槽の本体、周囲の状況についての検査
水質検査	受水槽、高置水槽及び給水栓からの水についての検査 ①臭気 ②味 ③色 ④色度 ⑤濁度 ⑥残留塩素
書類検査	設備等の関係図面、水槽の清掃の記録、その他管理の記録についての検査

●準簡易専用水道の水質検査

準簡易専用水道の設置者は、毎年1回以上水質検査を受けてください。(福島市給水施設等条例第16条第2項)

項目	内容
検査の対象	給水栓からの水
検査項目	①一般細菌 ②大腸菌 ③塩化物イオン ④有機物 ⑤pH値 ⑥味 ⑦臭気 ⑧色度 ⑨濁度



なお、衛生状態を確認するため、登録検査機関に依頼して施設の外観検査を受けることをおすすめします。

●小規模受水槽水道の水質検査

準簡易専用水道の管理に準じて、水質検査をすることをおすすめします。

